

荒川区子ども・若者総合計画【概要】

第1章 計画策定の趣旨（P. 1）

1 計画策定の背景と目的

近年、少子化や核家族化、就労状況の多様化等のほか、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、家庭や地域社会において、コミュニティの希薄化、人と人との関わり方等、子育てを取り巻く環境に変化が生じ、子ども・若者やその家族が抱える課題は、複雑化しています。

本計画では、妊娠から出産、子育て期を通じて切れ目ない支援を行い、さらに若者期まで一貫して支援が受けられ、これまで以上に子育て世代が安心して子どもを産み、育てることができ、子どもが健やかに成長し、若者期においても自分らしく生きることができる荒川区を目指すため、「荒川区子ども・若者総合計画」を策定します。

2 計画の位置付け

荒川区子ども・若者総合計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子どもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画として策定しました。

計画	根拠法等
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法
母子保健計画	成育基本法・成育医療等基本方針
子どもの貧困対策計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
子ども・若者育成支援計画	子ども・若者育成支援推進法
社会的養育推進計画	児童福祉法・新しい社会的養育ビジョン
ひとり親家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法

3 計画期間・計画の対象

（1）計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

（2）計画の対象

子ども（0歳から概ね18歳まで）及び若者（概ね16歳から39歳まで）とその家族とします。

第2章 子どもや若者、子育て家庭を取り巻く状況（P. 7）

区における子ども・若者政策の主な流れ

＜児童相談所の設置＞

令和2年4月に子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を併せ持った「子ども家庭総合センター」を開設、同年7月からは児童相談所業務を開始し、これまで以上に地域に近く、寄り添った支援体制を構築しています。

＜荒川区若者相談「わっか」の開設＞

若者の抱える課題が多様化・複雑化していることに加え、コロナ禍により影響を受けた若者の支援が課題となり、令和4年12月に荒川区若者相談「わっか」を開設しました。

＜荒川区子どもの権利条例の制定＞

区全体で子どもの最善の利益を考え、子どもの権利を大切にしていくために、「荒川区子どもの権利条例」を令和5年4月1日に施行しました。

第3章 第2期荒川区子ども・子育て支援計画の取組と今後の課題（P. 27）

第2期計画では、基本理念を「みんなで支えあい 未来への夢と希望に満ちあふれた 子どもたちの笑顔でいっぱいのまち あらかわ」と定め、基本理念の実現に向けて7つの基本目標に基づき、さまざまな事業に取り組んできました。

多くの事業がコロナ禍により休止や規模の縮小を余儀なくされましたが、対象を拡大したり、サービス内容を充実させることができた事業もあり、第2期から見えた今後の課題については「荒川区子ども・若者総合計画」の策定に生かしていきます。

第4章 ニーズ調査結果（P. 59）

区内に居住する18歳未満の子どもをもつ保護者を対象とした子育てサービスの利用状況、希望サービス及び生活実態等に係る調査、子ども本人及び39歳以下の若者を対象とした生活実態等に係る調査を実施しました。

主な調査結果は、以下のとおりです。

- 未就学児保護者の今後の子育て支援事業の希望利用について、「子育て交流サロン」、「親子ふれあいひろば」の利用を希望する割合が高かった。
- 未就学児保護者が希望する、子どもが小学生になったら放課後過ごさせたい場所として、「学童クラブ」が62.3%と最も高かった。
- 未就学児保護者における育児休業の取得状況について、育児休業を取得していない理由は「仕事が忙しかった」が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっている。
- 小学5年生、中2・高2相当における日常的に家族のお世話や家事をしている状況については、小学5年生では18.3%、中2・高2相当では16.1%が「している」と回答している。
- 若者が、荒川区にあったら良いと思う取組について、「年齢や経済的な心配をすることなく、学習・学び直しができる環境・機会の充実」が最も高かった。

第5章 荒川区子ども・若者総合計画の展開（P. 111）

1 基本理念

本計画の策定にあたっては、次のように基本理念を定めました。

すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、

自分らしくいきいきと暮らせるまち あらかわ

2 計画における基本目標、政策、施策

本計画では、すべての子ども・若者が夢や希望を持って、自分らしくいきいきと暮らせる荒川区をつくるために、4つの基本目標、9つの政策、19の施策を掲げ、総合的に子ども・若者政策を推進していきます。

基本目標1 子どもの権利を守り、子どもの健やかな成長を支援します（P. 117）

子どもが一人の人間としての尊厳と権利を守られながら、心身ともに健やかに育つ環境整備を図ります。また、さまざまな事業や体験学習等を通じて、多様な考え方や自然、文化、芸術に触れる機会を創出し、子どもの豊かな心や生きる力を育みます。

政策1 子どもの生きる力と活動の支援

施策1 成長できる場所や機会の充実

- ・重点事業1 放課後等の児童への支援事業
- ・重点事業2 自然体験、伝統文化・芸術事業

施策2 多様性を認め合う社会で生きる力を醸成

- ・重点事業1 障がい者向け事業

政策2 子どもの権利擁護と意見の尊重

施策1 子どもの権利擁護・意識の醸成

- ・重点事業1 子どもの権利普及啓発事業

施策2 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

- ・重点事業1 荒川区子ども議会

施策3 子どもや若者の意見反映

- ・重点事業1 荒川区子ども議会【再掲】

政策3 子どもの権利侵害の相談、支援

施策1 子どもの権利侵害の相談、支援

- ・重点事業1 スクールソーシャルワーカーの配置

基本目標2 切れ目ない支援と子育てしやすい環境づくりを推進します（P. 139）

妊娠期から子育て期における不安や悩み等を解消し、安心して出産・子育てができるよう、切れ目ない一体的な支援のさらなる充実を図ります。また、子育て世代が地域で安心して子育てができるよう、親子が共に学び育つための機会や場所の充実を図ります。

政策1 妊娠期から子育てまでの切れ目のない支援

施策1 妊娠期から子育て期の支援の充実

- ・重点事業1 妊産婦・新生児訪問事業
- ・重点事業2 産後ケア事業

施策2 子育て力を養うための支援

- ・重点事業1 親子関係形成支援事業

政策2 子育て家庭を支える環境の整備と質の向上

施策1 幼児教育・保育の充実と質の向上

- ・重点事業1 保育施設の運営

施策2 子育て家庭に対する支援の充実

- ・重点事業1 地域子育て支援拠点事業
- ・重点事業2 ショートステイ事業

施策3 子育てしやすい街づくりの推進

- ・重点事業1 子ども、子育て世代に優しい施設のガイドラインの作成

基本目標3 支援が必要な子どもと家庭を支援します（P. 165）

子どものライフステージに合わせて関係機関同士が連携するとともに、地域の皆さんと協働しながら、支援を必要とする子どもや家庭の早期発見・早期支援につなげます。また、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、地域社会で健やかに成長できるよう、自立から自立後までの継続的な支援を行います。

政策1 課題や困難を抱える子どもや家庭への支援

施策1 課題や困難を抱える子どもとその家庭への支援

- ・重点事業1 ヤングケアラーの周知・支援（子ども対象）
- ・重点事業2 あらかわひきこもり支援ステーション
- ・重点事業3 医療的ケア児への支援

施策2 特別な配慮を必要とする子どもとその家庭への支援

- ・重点事業1 児童発達支援センターの運営
- ・重点事業2 子どもの居場所づくり・子ども食堂事業（子ども向け）

施策3 ひとり親家庭の自立支援の推進

- ・重点事業1 ひとり親家庭相談事業

政策2 社会的養護体制の充実

施策1 社会的養護体制の充実

- ・重点事業1 子どものパーマネンシー保障に向けた取組

基本目標4 若者の社会参画・復帰を支援します（P. 189）

若者が地域社会とつながり、交流や活動ができる機会の充実や安心して過ごすことができる居場所づくり等の環境整備を図ります。また、課題を抱える若者に対して、関係機関同士の連携を強化するとともに、地域の皆さんと協働しながら、福祉、教育、就労等の包括的な支援体制のさらなる充実を図ります。

政策1 すべての若者が地域社会で活躍できる支援

施策1 若者の社会への参加・参画の機会の充実

- ・重点事業1 ふれあい館事業（中高生対象）
- ・重点事業2 図書館におけるティーンズスタッフ活動

施策2 若者の居場所の充実

- ・重点事業1 若者相談「わっか」の充実

政策2 若者の課題解決に向けた支援

施策1 課題や困難を抱える若者への支援

- ・重点事業1 ヤングケアラーの周知・支援（若者対象）
- ・重点事業2 あらかわひきこもり支援ステーション【再掲】

施策2 特別な配慮を必要とする若者への支援

- ・重点事業1 若者相談「わっか」の充実【再掲】

3 荒川区子ども・若者総合計画における量の見込み等

(1) 子ども・子育て支援事業計画における主な量の見込み及び確保量については、次のとおりです。

○幼稚園等の必要利用定員 (人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
①必要利用定員総数	949	923	898	876	847
②確保量	2,091	2,025	1,934	1,924	1,911
②－① (充足数)	1,142	1,102	1,036	1,048	1,064

○保育園等の必要利用定員 (人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
①必要利用定員総数	5,732	5,641	5,582	5,545	5,447
②確保量	6,101	6,085	6,085	6,083	6,080
② - ① (充足数)	369	444	503	538	633

○各小学校の学童クラブ利用者数の合計 (人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
①学童クラブ利用者数	2,037	2,083	1,994	1,927	1,885
②確保量	2,095	2,190	2,190	2,190	2,270
②－① (充足数)	58	107	196	263	385

(2) 社会的養育推進計画における主な量の見込みについては、次のとおりです。 (人)

実施時期 (年度)	1 年目 (令和 7 年度)	2 年目 (令和 8 年度)	3 年目 (令和 9 年度)	4 年目 (令和 10 年度)	5 年目 (令和 11 年度)
代替養育を 必要とする児童数	46	45	45	45	45
里親等委託が 必要な児童数	6	7	8	9	10
施設で養育が 必要な児童数	40	38	37	36	35

第 6 章 荒川区子ども・若者総合計画の推進に向けて（P. 227）

1 計画の推進体制

計画に記載した事業の進捗状況については、「荒川区子ども・子育て会議」で定期的に報告し、進捗管理を行い、これまで以上に関係機関同士の連携や地域の皆様との協働を十分に図りながら、事業の推進に取り組めます。

2 計画の点検・評価の実施

基本目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づいて定期的に実施状況を点検・評価するとともに、計画内容と実際の利用状況、整備状況などにかい離がある場合には、計画の中間年を目安として計画の見直しを行い、計画の改善を図ります。